

# 令和8年度「与謝野町特産品」募集要項

## 1. 与謝野町特産品認定制度とは

与謝野町内で製造販売又は販売される優れた産品を「与謝野町特産品」として与謝野町が認定し、広くPRすることで、その知名度を高め、産品の販路拡大と地域産業の活性化を図るとともに、特産品を通じて与謝野町の魅力発信・イメージアップにつなげることを目的とする制度です。

## 2. 認定のメリット

認定事業者と与謝野町（関係団体含む）が一体となり、町内外に向けて、「与謝野町特産品」のPR・販売促進活動を展開します。

<具体例>

- 与謝野町の広報誌やホームページ、有線テレビ、関係機関のホームページ、報道機関を活用したセールスプロモーションを通じて、与謝野町が推奨する特産品として町内外に精力的に情報発信することができる。

与謝野町産業振興ホームページ：

<https://sangyoshinko.town.yosano.lg.jp/>



- 専門家による認定審査会の審査結果（商品の評価）を受け、これによって商品力の向上と認定事業者の新商品開発を図ることができる。
- ふるさと納税制度の活用により、返礼品としてのブランディングを通じて商品の売上増を図ることができる。（※総務省の定める地場産品基準を満たす場合）

## 3. 申請要件

申請に当たっては、次に掲げる要件のいずれにも該当している必要があります。

<申請者>

- 町内に住所（法人その他の団体は、主たる事業所の所在地）を有していること。
- 町税等の滞納がないこと。
- 認定後は、ふるさと納税返礼品の登録を受け、販路開拓の取組みを積極的に行う意思があること。

<申請商品>

- 町内の事業所等で製造販売又は販売される商品（工芸品・民芸品、食料品）であること。（飲食店において提供される料理及び農産物は対象外）
- 各種法令に遵守していること。
- 許認可が必要なものは、取得した上で販売可能な状態にあること。
- 今年度の募集では、1事業者当たり新規の認定申請点数は概ね5点までとする。  
※令和2年度以降に認定を受けた特産品は、改めて認定申請をする必要はありません。

## 4. 認定基準

基本理念と認定基準に照らし合わせ、総合的に判断し適当と認められる産品を「与謝野町特産品」として認定します。

### <基本理念>

申請産品は、素材、製法・技法、品質またはデザインへのこだわりがあり、他産地や類似産品と比較して優位性（強み）があり、申請者は産品開発及び販路拡大に意欲的であること。

### <産品の認定基準>

|         |  |
|---------|--|
| 与謝野町らしさ | <ul style="list-style-type: none"><li>・与謝野町の歴史・伝統・文化を背景とするストーリー性がある産品である。</li><li>・与謝野町産の素材を積極的に使用した産品である。</li><li>・与謝野町の魅力発信・イメージアップにつながる産品である。</li></ul>           |
| 産品力     | <ul style="list-style-type: none"><li>・食味やデザイン、品質が秀逸であると客観的に判断できる産品である。</li></ul>  |
| 技術力     | <ul style="list-style-type: none"><li>・次のいずれかで生産されていると客観的に判断できる産品であること。<br/>丹精込めて手作りで生産<br/>伝統的な技術により生産<br/>先進的な技術により生産<br/>高度な加工技術により生産<br/>素材を活かす技術により生産</li></ul> |
| 独自性     | <ul style="list-style-type: none"><li>・知的財産権（特許・意匠・商標）の取得（出願）もしくは保護が図られている産品である。</li><li>・デザイン・包装などが独創的であると判断できる産品である。</li></ul>                                     |
| 市場性     | <ul style="list-style-type: none"><li>・コンセプト・ターゲットが明確な産品である。</li><li>・与謝野町の特産品として人に薦めたいことが客観的に期待できる産品である。</li></ul>  |
| 法令順守    | <ul style="list-style-type: none"><li>・産品の生産・販売に関する各種法令が遵守されている。</li></ul>   |
| 対応力     | <ul style="list-style-type: none"><li>・産品開発・販路拡大に意欲的である。</li><li>・申請産品が認定を受けた後は、ふるさと納税返礼品として取り扱う姿勢があること。（※総務省の定める地場産品基準を満たす場合）</li></ul>                             |

## 5. 申請方法

所定の様式に必要事項を記入の上、申請期間内に与謝野町役場 産業観光課（本庁舎）へご提出ください。

### <申請期間>

令和8年5月25日（月）から令和8年7月24日（金）

### <申請書類>

- 申請書・申請調書（与謝野町産業観光課及び町ホームページにあります。）
- 承諾書（与謝野町産業観光課及び町ホームページにあります。）
- 写真（データ又はプリント）※商品の外観、内容物が分かるように撮影してください。
- 表示ラベル（商品の内容、素材等が分かるもの）
- 自社パンフレット（商品の特長が分かるもの）
- 営業許可証の写し ※食品加工・製造業者のみ

## 6. 審査方法・認定方法

令和8年8月下旬に、審査委員（有識者）による審査会を開催し、町長に推薦の後、令和8年9月上旬に決定します。

- 書類審査（一次審査）：一定の基準をクリアした申請事業者、申請商品を当日審査の候補とするため、関係機関等で書類審査を行います。
- 当日審査：一次審査で選考された申請商品について、審査委員（有識者）による現物審査を行い、「推奨」「推奨できない」を決定します。

## 7. その他注意事項

- 書類審査で選考された申請事業者は、審査用の商品見本（市販商品としての形態を備えたもの・実際に審査委員が手に取って審査を行うための試着品や試食品等）を予め指定する日時に持参してください。

## 8. お問い合わせ先

与謝野町役場 産業観光課（本庁舎）  
TEL：0772-43-9012（直通）  
E-mail：sangyokanko@town.yosano.lg.jp